

今泉工場建替検討委員会設置要綱

(令和5年4月5日市長決裁)

(設置)

第1条 今泉工場の建替えに係る基本的な整備方針を定める今泉工場建替基本構想（以下「基本構想」という。）及び基本的な整備計画である今泉工場建替基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するにあたり、有識者等の意見を反映させるため、今泉工場建替検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、基本構想及び基本計画に係る次の事項について協議を行う。

- (1) 新たなごみ処理施設の施設規模及び処理方式に関すること
- (2) 新たなごみ処理施設の配置に関すること
- (3) 新たなごみ処理施設の環境保全対策、エネルギー利用方策等に関すること
- (4) その他基本構想及び基本計画に係る必要な事項に関すること

(構成)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から基本計画の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、委員長が特に必要があると認めた議事については、書面により議決することができる。この場合において、当該議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境局施設部施設課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、令和5年4月7日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、基本計画の策定の日限り、その効力を失う。